

新型コロナウイルス感染症に係る緊急対策事業（第2弾） 概要

【趣旨】

これまで、新型コロナウイルス感染症に係る事業としては、4月21日に第1弾の対策事業を取りまとめ、既存の資源を生かしながら、速やかに実施できるものから取り組んできたところです。

また、5月1日に開かれた第2回市議会臨時会において、給付対象者一人につき10万円を給付する特別定額給付金に係る補正予算62億5千6百万円について、可決頂き、速やかな給付に向け、5月7日に申請書を発送したところです。

今回は、それに加え、5月13日に予定している第3回市議会臨時会に補正予算を提案し、市民の皆さまの生活基盤への支援や急激に疲弊する地域経済への支援、感染症の終息を見据えた経済対策を実施しようとするもので、補正予算の規模は、約10億3千2百万円です。

【主な事業】

○天童温泉等緊急経営支援事業（No1）

【所管課等：商工観光課】 補正額 約24百万円

新型コロナウイルス感染症の拡大により、特に厳しい経営を強いられている宿泊施設に臨時給付金を支給するとともに、影響が大きい観光果樹園やタクシー会社などに給付金を支給する。

(1) 補助内容（1事業者あたり）

温泉旅館	1,000,000円※
ビジネスホテル	200,000円
タクシー会社	200,000円
運転代行業	200,000円
観光果樹園	200,000円

※温泉旅館については、入湯税額の1割相当額を加算する。

(2) 対象

- ア 天童温泉協同組合加盟店
- イ 天童ビジネスホテル協会加盟店
- ウ 市内に本社又は営業所を有するタクシー会社
- エ 山形県公安委員会の認定を受けた自動車運転代行業のうち、天童署管内で登録のある事業所
- オ 天童市観光果樹園連絡協議会加盟店

○飲食業緊急経営支援事業（No2）

【所管課等：商工観光課】補正額 約135百万円

新型コロナウイルス感染症の拡大により経済が低迷する状況において、影響の大きい飲食業に対し、給付金を支給することにより、持続的な経営を支援する。

(1) 補助内容

市内で飲食業を営んでいる中小企業者のうち感染症による経済的な影響を受けた事業者に対し、1事業者につき10万円に次の額を加算して給付する。

ア 事業者が事業所を賃借している場合 賃料3か月相当額（上限30万円）

イ 事業者が事業所を所有している場合 建物に係る1年分の固定資産税相当額（上限20万円）

○中小企業者緊急経営支援事業（No3）

【所管課等：商工観光課】補正額 約165百万円

新型コロナウイルス感染症の拡大により経済が低迷する状況において、影響を受けた市内の中小企業者に対し給付金を支給することにより、持続的な経営を支援する。

(1) 補助内容

国の持続化給付金の支給決定を受けた市内中小企業者のうち、市内に事業実態のある商工業者に対して1事業者につき10万円を支給する（市が実施する新型コロナウイルス感染症関連の給付金受給者を除く）。

○プレミアム付商品券事業（No4）

【所管課等：商工観光課】補正額 約387百万円

新型コロナウイルス感染症の影響による経済対策として、地域における消費の底支えに加えて消費喚起を図るため、プレミアム付商品券を発行する。

(1) 商品券の内容

飲食店用と小売店等用の2種類を作成し、次のような内容とする。

ア 飲食店用

飲食店のみで利用できるもの。1枚500円を15枚で1冊(7,500円)とし、5,000円で販売する。1冊当たり2,500円（50%）のプレミアム。

イ 小売店等用

飲食店以外で利用できるもの。1枚500円を26枚で1冊（13,000円）とし、10,000円で販売する。1冊当たり3,000円（30%）のプレミアム。なお、商品券の一部については、大店舗で利用できないものとする。

(2) 対象者及び販売部数

市民が一人当たり1冊ずつ購入できるものとし、商品券は飲食店用と小売店等用それぞれ6万2千冊発行する。発行総額は12億7,100万円（うちプレミアム分3億4,100万円を市が負担）。

○子育て世帯への臨時特別給付金事業（No5）

【所管課等：子育て支援課】事業費 約182百万円

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、児童手当（本則給付）を受給する世帯（0歳～新高校1年生のいる世帯）に対し、臨時特別給付金（一時金）を支給する。

(1) 支給対象者

対象児童に係る令和2年4月分（3月分含む）の児童手当（本則給付）の受給者（所得制限以上のため特例給付となっている世帯は除く）

(2) 給付額

対象児童1人当たり2万円

【内訳】

国庫事業分：1万円

市独自分：1万円

(3) 支給予定日

令和2年6月下旬

○ひとり親家庭等への緊急支援給付金事業（No6）

【所管課等：子育て支援課】補正額 約18百万円

新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う事業所の休業等により、影響を大きく受けられていると考えられる、児童扶養手当を受給するひとり親家庭等に対し、生活を支援するために市独自で給付金を支給する。

(1) 支給対象者

児童扶養手当の令和2年4月分の受給者

(2) 給付額

以下の①と②の合計額を支給する。

①対象世帯につき2万円

②対象児童1人につき1万円

※児童扶養手当受給対象児童が1人の家庭の場合は3万円

(3) 支給予定日

令和2年6月中旬